

大都広発第 330 号
令和 6 年 9 月 2 日

事業者 各位

大月都留広域事務組合
組合長 小林 信保
(公 印 省 略)

事業系ごみ処理手数料の改定について（通知）

平素より、当組合の廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

さて、まるたの森クリーンセンターにおける事業者の一般廃棄物処理に係るごみ処理手数料について、令和 7 年 4 月 1 日から、下記のとおりに改定することといたしましたので、お知らせします。

事業者が排出する廃棄物（以下、「事業系一般廃棄物」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条によって、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されております。これまで事業者の皆様にご負担いただいていたごみ処理手数料については、当組合の廃棄物処理に必要な経費の一部でありましたが、引き続き事業系一般廃棄物の適正な処理を確保するため、ごみ処理手数料を改定させていただきます。

なお、資源物については引き続き無料で受け入れを行いますので、適正な分別とごみの減量にご協力いただくとともに、事業者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、本趣旨について何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 改定の日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 改定後ごみ処理手数料

10 キログラムにつき 170 円（内税）

【問合先】大月都留広域事務組合 業務管理担当
電話 0554-20-2651 FAX 0554-20-2655

事業者の皆様へ

令和7年4月1日から

事業系ごみ処理手数料を改定します

平素より、廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

この度、まるたの森クリーンセンターにおける事業系ごみ処理手数料を、改定することといたしましたので、お知らせします。

事業者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	現 行	改 定
改定時期	—	令和7年4月1日
手数料(内税)	50円/10kg	170円/10kg



大月都留広域事務組合

〒401-0022

山梨県大月市初狩町中初狩3274番地

電話：0554-20-2651

FAX：0554-20-2655

よくある質問と回答

Q. なぜ、ごみ処理手数料の改定が必要なのですか。

A. 当組合における廃棄物の処理は、ほとんどを大月市及び都留市の税金で賄っています。事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定に基づき、処理に必要な経費をできるだけ事業者の皆様にご負担いただきたいと考えていますが、現在のごみ処理手数料は必要な経費の一部であり、県内他施設のごみ処理手数料と比較しても低い水準となっております。市外からの不正なごみの流入を防ぐとともに、処理経費の適正化を図るため、ごみ処理手数料の改定にご理解、ご協力をお願いいたします。

Q. 現在のごみ処理手数料は処理に必要な経費をどの程度負担しているのですか。

A. 2割弱程度をご負担いただいています。

Q. 県内他施設のごみ処理手数料はいくらですか。

A. 令和6年4月調査時点で、以下のとおりです。

【10kgあたり単価(内税・外税有り)】

施設名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物
峡北広域環境衛生センター	240円	240円	240円	240円
中巨摩地区広域事務組合清掃センター	157円	157円	157円	—
峡南衛生組合	180円	—	—	無料
甲府・峡東クリーンセンター	164円	164円	164円	無料
富士吉田市環境美化センター	170円	170円	170円	無料
上野原市クリーンセンター	240円	240円	360円	240円
山中湖村クリーンセンター	50円	50円	※1,500円	50円

※1個あたり

Q. 市外からの不正なごみの流入とは何ですか。

A. まるたの森クリーンセンターで処理できる廃棄物は、原則、大月市及び都留市内で発生した一般廃棄物に限ります。しかし、ごみ処理手数料が安価であると、搬入する廃棄物の中に市外で発生した廃棄物を混入してしまう可能性があります。手数料水準を他市町村と合わせることで、そういった不正なごみの流入を防ぐ効果が期待されます。

その他、ご不明な点やご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。皆様のご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

「事業系ごみ」持込規制の緩和をします！

令和7年4月1日から、まるたの森クリーンセンターへの「事業系ごみ」を持ち込む時の規制を緩和し、事業者に対して利便性の向上を図ります。

品 目	現規制		事業系ごみ新規制	一般家庭ごみ
畳（たたみ）	1日6枚まで		2 t 車両以下1台／日	1日6枚まで
布団（ふとん）	1日5枚まで		2 t 車両以下1台／日	1日6枚まで
ドア、ふすま、障子など	搬入枚数は全部で6枚		2 t 車両以下1台／日	あわせて1日6枚まで
剪定枝等	直径7 cm以内 1 m以内に切断 10袋まで		2 t 車両以下5台／日 長さ1 m以下、太さ7 cm以下	長さ1 m以下 太さ7 cm以下 10袋（束）まで
角材	少量に限る 1 m以内・直径7 cm 建築リサイクル以外		2 t 車両以下1台／日 長さ1 m以下、太さ7 cm以下	10本まで 長さ1 m以下 太さ7 cm以下
板（コンパネ）	少量に限る 1 m以内に切断		2 t 車両以下1台／日 長さ1 m以下、太さ7 cm以下	10枚まで 長さ1 m以下
トタン	専門業者に依頼		2 t 車両以下1台／日 長さ3 m以下 （コンテナに収まること）	10枚まで 長さ3 m以下（コンテナに収まること）
なみ板	半場数枚程度		2 t 車両以下1台／日 長さ1 m以下	10枚まで 長さ1 m以下
鉄くず（アングル材等）	多量の場合は古物商へ直接		2 t 車両以下1台／日 長さ3 m以下 （コンテナに収まること）	10本まで 長さ3 m以下（コンテナに収まること）
鉄パイプ	少量に限る 直径7 cm以内 1.5 m以内に切断		2 t 車両以下1台／日 長さ3 m以下 （コンテナに収まること）	10本まで 長さ3 m以下（コンテナに収まること）
塩化ビニールパイプ	少量に限る 1 m以内に切断		2 t 車両以下1台／日 長さ1 m以下	10本まで 長さ1 m以下
ドラム缶	専門業者へ依頼		1日5本以下	1日1本以下
布類	30 cm以内に切断		長さ5 m以下	長さ5 m以下
農業用ビニール	50 cm以内に切断		長さ5 m以下	長さ5 m以下

・家屋解体の建築廃材は産業廃棄物となりますので、まるたの森クリーンセンターでは処分が出来ません。